

令和1年9月10日

筑紫野市議会  
議長 高原 良視 様

報告者 前田 倫宏

## 令和1年度 研修報告書

下記のとおり、参加した研修について報告します。

### 記

#### 1. 日時

令和1年8月7日（水）から9日（金）2泊3日

#### 2. 研修先及び研修項目

市町村議会議員研修 [3日間コース] 「1年目議員のために」  
全国市町村国際文化研修所（住所：滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号）

#### 3. 研修者

前田 倫宏 計1名

#### 4. 研修目的

地方自治制度と地方議会において学ぶとともに、小グループで情報交換と意見交換を行い、改めて学んだことや疑問を整理する。それらを全体で共有し、また講師からの助言により、知識の定着を図ることを目的とする。

#### 5. 内容 別添のとおり

別紙Ⅰ 地方自治制度と地方議会

別紙Ⅱ 議会と議員、議員の身分と職責、議会活動について

別紙Ⅲ 地方議会の活性化と議員の役割

## 別紙 I

# 「地方自治制度と地方議会」

日時：令和 1 年 8 月 7 日（水）13：00～17：00

講師：静岡県立大学経営情報学部 小西敦 氏

### 【内容】

議会の地位・組織・権限・運営・失職等について

#### 1. 議会の地位

##### (1) 日本国憲法

92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

##### (2) 地方公共団体の議会

憲法 93 条 1 項・地方自治法 89 条：議事機関として議会を設置する義務を明示してある。議事機関とは、法人の機関の一種で、当該法人の最高意思を決定する機関。

##### (3) 国会との比較

地方議会は、国会（憲法 41 条：国権の最高機関、唯一の立法機関）とは異なる地位。

#### 2. 議会の組織

##### (1) 議員定数

都道府県・市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。議員定数の法定上限の撤廃。2011 年自治法改正（平成 23 年法律 35 号）

##### (2) 議員の任期は、原則 4 年、補欠議員（前任者の残任期間）

(3) 議長・副議長は選挙で選任。議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

(4) 委員会の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員会の委員は会期の初めに議会で選任）を条例に委任する。

### 3.議会の権限

議決権、追加議決事項、予算の増額修正権、検査権および監査請求権、調査権等、意見書の提出権などがある。

### 4.議会の運営

#### (1) 招集

議会が有効に議会活動を行うために、「招集」は絶対の要件である。

#### (2) 定例会・臨時会

普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

#### (3) 通年議会制

条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とする。

#### (4) 会期

議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

#### (5) 会議

議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出できる。予算は例外。議案を提出するに当っては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成が必要。

### 5.議員の失職等

#### (1) 辞職

議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

#### (2) 失職および資格決定

議員が、被選挙権を有しない者であるとき、関係諸企業への関与禁止に該当するときは、その職を失う。

#### (3) 失職の時期

議員は、公職選挙法の規定による異議の申出、審査の申立て、訴訟の提起に対する決定、裁決または判決が確定するまでの間は、その職を失わない。

## 別紙Ⅱ

### 「議会と議員、議員の身分と職責、議会活動について」

日時：令和1年8月8日（木）9：25～17：00

講師：全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋謙治 氏

#### 【内容】

##### 1.議会と議員について

###### (1) 地方議会の活動期間

本会議は、会期不継続の原則により会期中のみ活動可能。

委員会は、原則として本会議と同じ。

###### (2) 地方議会の会議と招集

定例会は、あらかじめ告示された事件以外も審議可能。

臨時会は、あらかじめ告示された事件以外は原則として審議不可能。

招集権は、長が有するため議会に招集権はない。

議会から長に対し招集権を発動させる方法は、定例会と通年議会はなく、臨時会で招集請求可能。

###### (3) 本会議の運営に関する基本的な事項

議会で審議される事件の種類は、団体意思の決定事件（条例、予算、決算、人事案件、契約案件等）および、機関意思の決定事件（意見書、決議等）がある。審議、審査における留意点として、執行機関の出席については本会議は義務であり、委員会は任意である。

##### 2.議員の身分と職責について

###### (1) 地方議員の法的地位

地方公務員法では、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職となっている。

###### (2) 議員（議会）の職責

議会としては、基本的にその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。

###### (3) 議員の権限行使における留意点

議員の資料請求権と調査権、動議、議員の発言の免責特権、議員の守秘義務、議員のセクハラ・パワハラ等がある。

### 別紙Ⅲ

## 「地方議会の活性化と議員の役割」

日時：令和1年8月9日（金）9：25～12：15

講師：明治大学名誉教授 中邨章 氏

### 【内容】

#### 1.地方議会人の平均像

平均年齢は、60.4歳（2019年4月現在）で在職年数は、10年未満が60%、20年未満が30%、30年未満が8%となっている。

#### 2.議会改革の足跡と課題

削減圧力、議会に関心の薄い住民、削減とデモクラシーの品質管理、候補者の不足と無投票の増加等がある。

#### 3.地方議会は何故評価されないか

不透明な議会運営と変わる政治、広報と政策形成の課題がある。

#### 4.政策イノベーション

人口減少と高齢化、減収と財政難、防災と危機管理など。

#### 5.政策創造の技法

予算・決算と新規政策との連結、一般質問からの問題発掘、議員が自作する条例、議員・会派間の確執の回避など。

### 【まとめ】

地方議会とは、住民が直接選挙で選んだ代表で構成される最高の意思決定機関である。

講習やグループディスカッションを通して、より地方自治制度について理解を深め、議員としての役割、責任、留意すべきことを身につけることができた。今後、地方分権の推進に対応した議会の在り方や議員の責任と役割が拡大する中で、政治倫理の向上と確立に努め、市民の要望や地域での諸課題に対して取り組んでいく。